平成２５年（フ）第６１号
兵庫県川西市清和台東１丁目５番地の13、前住所兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番23―108号
債務者　宝塚住宅設備こと　和田　正浩
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第６３号
北九州市八幡東区高見３丁目１番１―706号
債務者　横尾　宗彦
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０５号
北九州市八幡西区本城東１丁目５番７―402号
債務者　松股　俊幸
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０６号
北九州市八幡西区本城東１丁目５番７―402号
債務者　松股　英子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３０号
北九州市戸畑区三六町11番17号
債務者　井上千鶴子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５０号
北九州市門司区藤松１丁目３番８号
債務者　森本　美樹
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８９号
北九州市八幡西区光貞台３丁目５番７号
債務者　三輪美由紀（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９１号
北九州市小倉北区下富野４丁目８番１―203号
債務者　花田喜久子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２００号
北九州市小倉南区北方２丁目31番39号　１号
債務者　岩本　正昭
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５１号
佐賀県杵島郡江北町大字上小田2727番地20
債務者　井上　好**德**
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７６号
岩手県下閉伊郡山田町織笠18地割46番地　猿神農業担い手センター付近　２　７号棟４号室、住民票上の住所岩手県下閉伊郡山田町織笠第12地割２番地74
債務者　澤田ちか子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３５号
福島県郡山市富久山町久保田字上野37番地の２　高橋貸家３号
債務者　林部ゆかり（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
神戸市灘区都通５丁目３番１―209号
債務者　下中　美穂（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２６号
兵庫県三田市弥生が丘２丁目14番地16
債務者　西出　武史
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４７号
神戸市東灘区本山中町３丁目５番22号　ライオンズマンション本山第６　102号
債務者　金　　水晶
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４７号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊８丁目11番27号川上アパート３号
債務者　山崎美津代
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９８号
北九州市小倉北区熊谷３丁目８番４号
債務者　高田　るみ（旧姓石河）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部